

新ごみ処理施設稼働後のごみの分別区分等の変更(案)について (令和7年3月15日現在)

【分別区分及び収集回数について】

令和10年4月1日予定の新施設稼働後、ごみの分別区分については令和4年3月策定の「行田市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」により下記のとおり変更する予定です。

また、収集回数等については現在検討中ですので、皆様の御意見をお聞かせください。

事務局案

事務局第

<新施設稼働まで>

<新施設稼働後>

分別区分・ 収集回数	主な分別品目
燃やせる ごみ 週3～4回 (月・水・金) or (月～水、金)	生ごみ・紙くず・剪定枝（枝木）など
燃やせない ごみ 週2回 (月・木) or (火・金)	プラスチック・ビニール類
	プラスチック製容器包装
	金属・ガラス類・陶磁器類など
	<u>ペットボトル</u>
粗大ごみ 月1回	寝具・家具・小型家電など
有害ごみ 月1回	蛍光管・電球・水銀柱・乾電池など
資源物 【缶・ビン】 月2回 【紙・布】 月1回	缶類・ビン類・紙類・布類

分別区分・ 収集回数	主な分別品目
燃やせる ごみ <u>週3回</u>	生ごみ・紙くず・剪定枝（枝木）など
	プラスチック・ビニール類 (<u>ペットボトルを除く</u>)
	プラスチック製容器包装
燃やせない ごみ <u>月1回</u>	金属・ガラス類・陶磁器類など
粗大ごみ 月1回	寝具・家具・小型家電など
有害ごみ 月1回	蛍光管・電球・水銀柱・乾電池など
資源物 【 <u>ペットボトル</u> 】 <u>月2回</u> 【缶・ビン】 月2回 【紙・布】 月1回	<u>ペットボトル</u>
	缶類・ビン類・紙類・布類
	剪定枝（直接搬入分）

【ビンの選別について】

無色、茶色、その他の3種類に分けて出していただく予定です。

【指定ごみ袋の導入について】

「燃やせるごみ」の収集袋は、異物の混入を防ぐなどの目的から、現在の紙袋からポリエチレン製などの「指定ごみ袋」へ変更(令和8年度中試験導入、令和9年度本格導入)予定です。

※市ホームページの「メールフォームによる問い合わせ」より、皆様の忌憚のない御意見をお聞かせください(以下の二次元コードをスマートフォンなどで読み込みご入力ください)。



○問い合わせ

行田市環境課

TEL : 048-556-9530

FAX : 048-553-0792